

令和5年版

厚生労働白書

(令和4年度厚生労働行政年次報告)

—つながり・支え合いのある地域共生社会—

厚生労働省

委員、福祉以外の分野（水道、電気、ガスなどのライフラインなど）といった様々な地域の社会資源を通じて、支援が必要な方の情報を早期に把握することが求められる。

ここでは、業務の特性を活かしながら金融機関と社会福祉協議会が連携することで、認知症の可能性がある高齢者について早期に情報共有をしている取組みを紹介したい。

コラム

地域における金融機関と福祉機関の連携の可能性 (大分県宇佐市成年後見支援センター、公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構)

平均寿命・健康寿命が伸び、人生100年時代といわれている。一方で、認知症などで判断能力が低下することにより、適切な財産管理が難しくなり、当人にとって望ましくない財産の使い方がされる問題が懸念されている。

こうした課題について、金融機関と福祉機関との連携により取り組んでいる具体的な事例とその調査研究の取組みについて紹介する。

●大分県宇佐市成年後見支援センターの取組み

大分県宇佐市においても、認知症等で判断能力が低下した場合の財産管理に係る対応に頭を悩ませていた。判断能力が低下した場合には成年後見制度を利用することができるが、その利用が十分に行き渡っているわけではなく、家族等のインフォーマルな支援に依存しているのが現実であった。このため、成年後見制度の利用促進だけでなく、見守り支援の強化による対策に重点を置くこととした。

財産管理に関しては、金融機関が当事者の人生の比較的早い段階からエンディングに至るまで密接に関連する関係機関であり、利用者の異変に早い段階で気づくことができる。

金融機関が利用者の異変に気づいた場合、できるだけ早期に福祉機関につないで、介護サービスや成年後見制度などを活用する必要があるが、第三者に個人情報を提供する場合に原則本人の同意を必要とする個人情報保護法との整理が必要であった。宇佐市では、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の枠組を活用し、金融機関からの情報提供について個人情報保護法との整合性を確保することとした。

次に金融機関が利用者に説明をしやすくするため、宇佐市は、市内の全ての金融機関(7金融機関)と「地域における見守り支援

に関する協定」を締結した。この協定の第2条において、金融機関は、「宇佐市内における業務中において、高齢者や障がいがあると思われる方の手続きの異変や状態の急な変更等、財産や生命に危機が生じる恐れがあるて、地域社会において見守りや福祉サービス等が必要と思われる場合に、業務に支障のない範囲で」宇佐市に情報提供することとされている。

金融機関からの要望もあり、金融機関がどのような場面で情報提供をすべきか等について、情報提供に係るチェックシートを作成し、金融機関の方々に対してチェックシートの活用方法の研修も実施している。また、協定には情報提供・不提供について金融機関の免責を明記し、情報を提供する金融機関の方々からの協力を得やすくする工夫をしている。

このような検討を経て、2022(令和4)年2月から協定が発効され、2023(令和5)年3月までに7件の情報提供があった。

主に通帳や印鑑などの頻回の紛失や多額の出金、不自然な窃盗被害の訴えなどを契機として金融機関から情報提供がなされ、その後、宇佐市、宇佐市成年後見支援センター、地域包括支援センターと金融機関で連携した見守り支援の実施につながっている。

●年金シニアプラン総合研究機構の取組み

年金シニアプラン総合研究機構では、年金を含めた資産形成や財産管理の在り方、高齢期の医療や介護にかかる費用に関する研究等を行っている。

高齢社会が本格化し、財産管理の課題が顕在化する中で、地域の金融機関と福祉機関との連携が地域住民の安心につながると考え、宇佐市の事例をはじめ全国各地の取組について調査研究を進めている。

今後、地域共生の取組みが各地で広がって

いく中で、例えば、社会福祉法改正により制度化された重層的支援体制整備事業の支援会議の活用による金融機関と福祉機関との連携の可能性、都市と地方における地域資源の違いなどにも考慮した横展開の可能性など、宇佐市の事例も掘り下げながら研究事業を進め

ている。

地域における金融機関と福祉機関の連携という新たな取組みについて、調査研究や事例の横展開等により、より安心できる地域社会づくりが進められることを期待したい。



市内金融機関との協定締結式の様子（前列左から2人目が宇佐市尾永市長、3人目が松原センター長）



成年後見支援センターのチラシ

(支援者自身のケアをすることで、課題を抱える方にとっても支援の充実が期待される)

伴走型支援は、課題を抱える本人に寄り添いながら、長期的な関わりが求められる。また、アウトリーチによる支援対象となる方は、長期にわたりひきこもり状態にある方など、地域とのつながりが希薄化していること多いため、本人から支援の同意を得るまでも、そして同意を得たあとの継続支援についても、丁寧で粘り強い、長期的な視点での支援が求められる。

一方で、こうした支援の長期化により、支援者自身が疲弊するといった課題もある。このため、支援者が抱える悩みに寄り添い、相談できる場を設けるなどの、支援者に対する支援の取組みも必要である。例えば、ひきこもり支援においては、「ひきこもり支援実施機関支援力向上研修」として、新任のひきこもり支援従事者に対する研修を国が開催している。2023（令和5）年度からは、中堅職員や指導的な立場にある支援者に対しても研修を拡充するとともに、オンラインなどを活用して支援者が抱える悩みの共有や相談できる場の提供などを行うこととしている。

様々な課題を抱える方に寄り添いながら丁寧に対応していくことが求められる中で、こうした支援者に対するケアを充実させることにより、ひいては課題を抱える方に対する支援の充実につながるだろう。

(4) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

(高齢化を背景に、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズは高まる見込み)

支援を必要とする人が地域社会に参加するためには、様々な関係機関のネットワークなどによる包括的な支援体制において、本人を中心とした支援や活動が行われることが求め